

## ○桑名市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日

条例第42号

改正 平成27年3月20日条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、桑名市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長を置き、委員長が指名する。

4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、委員長の指名する分科会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は分科会長の職務について、前条の規定は分科会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「分科会長」と、第5条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は分科会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は分科会において必要があると認め

るときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども家庭課及び教育委員会事務局教育総務課学校・園再編推進室において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月20日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。